

さいたま市告示第1911号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和5年12月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 株式会社高島屋大宮店

所 在 地 さいたま市大宮区大門町1丁目23番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社高島屋 他4者

代 表 者 代表取締役 村田 善郎

住 所 大阪府大阪市中央区難波5丁目1番5号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別表「小売業者一覧表（変更前）」参照

(変更後) 別表「小売業者一覧表（変更後）」参照

(4) 変更の年月日

別表「小売業者一覧表（変更後）」参照

(5) 変更する理由

小売業者の新規入店による

2 届出年月日

令和5年12月7日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和5年12月22日から令和6年4月22日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

電話 048（646）3093

FAX 048（646）3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提

出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和5年12月22日から令和6年4月22日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

別紙 (変更前) 小売業者一覧表

小売業を行う者の新設

No.	小売業者の名称	代表者氏名	住所	屋号	主として販売する物品	変更内容	変更日	備考
1	株式会社高島屋	代表取締役社長 村田 善郎	大阪府大阪市中央区難波5丁目1 番5号	高島屋大宮店	食料品、衣料品、生活雑 貨等			

別紙 (変更後) 小売業者一覧表

小売業を行う者の新設

No.	小売業者の名称	代表者氏名	住所	屋号	主として販売する物品	変更内容	変更日	備考
1	株式会社丸善ジュンク堂書店	代表取締役社長 中川 清貴	東京都中央区日本橋 2-3-10	ジュンク堂書店	書籍	小売業を行う者の 新設	平成 25 年 4 月 12 日	
2	藤久ホールディングス株式会社	代表取締役社長 中松 建一	愛知県名古屋市名東区高杜一丁 目 210 番地	クラフトワールド	手芸用品	小売業を行う者の 新設	平成 25 年 7 月 2 日	
3	MX モバイリング株式会社	代表取締役社長 小林 圭史	東京都江東区三丁目 2 番 24 号	ドコモショップ	携帯機器	小売業を行う者の 新設	平成 25 年 4 月 17 日	
4	株式会社ノジマ	代表執行役社長 野島 廣司	神奈川県相模原市中央区横山 1 丁目 1 番 1 号	ノジマ	電化製品	小売業を行う者の 新設	令和 5 年 5 月 11 日	
5	株式会社タカヨシ	代表取締役社長 黒田 智也	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 3 番地 幕張テクノガーデン B 棟 14 階	わくわく広場	食料品	小売業を行う者の 新設	令和 5 年 12 月 13 日	
6	株式会社高島屋	代表取締役社長 村田 善郎	大阪府大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 5 号	高島屋大宮店	食料品、衣料品、生活雑 貨等			